

桜川市長
大塚秀喜様

令和6年9月6日

桜川市議会議員
川股 隆

令和4年度決算の一部修正について

令和4年度決算は、既に昨年9月に市議会で認定されていますが、その後、今年の5月30日に、その一部に誤謬があったことが、当局の発表で確認されましたので、当局において、どのような措置を取るのか、見解を整理し、必要な措置を取ることをお願いします。

なお、これは、6月13日の庁内通知「支払い事務の再確認について」に対応して、予算、決算の議決、認定の権限を持つ市議会の判断を決定することですので、まず、貴職が提案することになることを申し添えます。

1. 誤謬が判明し速やかに対応すべきですが、今回は、最初の決算認定の市議会である。
2. 認定後の決算が修正できることは、明示されていますが、具体的な方法は明らかではありません。これは、修正の金額、過去の期間、その性質（重大性）など、様々な要素があるので、その方法などは地方自治体に任されているからと考えます。
3. 一般的には、概ね以下のように考えられと思います。
 - (1) 既に認定した決算の修正を長が議会に提案し、議会が再審議し、再認定する。
 - (2) 現年度（6年度）補正予算案として、提出し、議決する。当年度（6年度）決算で明示される。これは、前年度以前の国補助金の清算に伴う返還金、税の過誤納還付金などと類似の方法です。原因、内容は明示されています。
 - (3) 何も措置しない。

※ 既に返還され、「雑入」として収入済みと考えますが、「歳入歳出予算」としては議会に提案されておらず、「支払い事務」の大本になる（歳入）予算を不問にして、事務手続きだけを職員に注意喚起するのは一方的であり、議会の権限を損ねるものです。（予算の提案権は長に専属する。）

4. 仮に、一行一項目としてでも、予算と決算に記録することが、今後の議会と行政運営の戒めとなり、参考になると考えます。

以上